

呉市地域内消費促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受け、来訪者が減少した商店街等において、商店街活性化等の知見を有する専門家を伴走（助言等）者として招へいし、「新規顧客の開拓につなげる」又は「来街者を来店者につなげる」集客イベントの実施を調査・研究する商店街等組織に対して、市の予算の範囲内で呉市地域内消費促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 商店街等 商店街その他の商業の集積をいう。
- (2) 商店街等組織 商店街等の区域に所在する事業者が構成する団体のうち商店街振興組合その他法人化されていない任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者又はこれに類する組織をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、商店街等において、商店街等組織が実施する事業のうち、次の(1)または(2)の条件を満たすものとする。

- (1) 「新規顧客の開拓につなげる」又は「来街者を来店者につなげる」集客イベントの実施を調査・研究するための伴走（助言等）者となることができる専門家を招へいする事業（以下「専門家招へい事業」という。）
- (2) 上記(1)の事業に基づき実施される集客イベント（以下「にぎわい集客事業」という。）

ただし、にぎわい集客事業の実施主体が上記(1)の申請主体と同一であること且つ、専門家招へい事業の事業報告書に掲げる要件を満たす新規イベントに限る。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

事業	補助対象経費
専門家招へい事業	謝金、旅費、その他事業の実施に必要と認める経費
にぎわい集客事業	謝金、旅費、会議費、店舗等賃借料、設営費、運搬費、借料・損料、消耗品費、印刷製本費、広報費、委託費、外注費、補助員人件費、その他事業の実施に必要と認める経費

- 2 補助事業の期間の全部又は一部において、補助事業を実施しようとする商店街等組織が、課税事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除される事業者又は同法第37条第1項の規定により中小企業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用を受ける事業者を除く。以下同じ。）である場合は、当該商店街等組織が課税事業者である期間については、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税を除くものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

事業	補助金の額	補助限度額
専門家招へい事業	補助対象経費の10分の8	100万円
にぎわい集客事業	補助対象経費の3分の2	100万円

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする商店街等組織（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、あらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 呉市地域内消費促進補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 呉市地域内消費促進補助金における補助対象経費に係る消費税の取扱いについての確認書（様式第2号）
- (3) 事業計画書（様式第3号）
- (4) 収支予算書（様式第4号）
- (5) 商店街等組織の定款又は規約及び名簿
- (6) 補助事業の推進を決議した総会又は理事会等の資料の写し
- (7) 申請者が商店街振興組合の所在する区域で補助事業を行う場合は、商店街振興組合からの承諾書

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、呉市地域内消費促進補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の交付決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、補助事業以外の目的に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長に届け出ること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けること。

- (5) 補助金の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (6) その他規則を遵守すること。

(交付決定の取り消し等)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた商店街等組織（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱に違反したとき。
- (3) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変化により、補助事業を継続することができなくなったとき。
- (4) その他公序良俗に反し、交付の決定の取り消しが適当と認められたとき。

(計画の変更等)

第9条 補助事業者が、第7条第2項第2号に規定する市長の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 呉市地域内消費促進補助金計画変更申請書（様式第6号）
- (2) 事業計画書及び収支予算書等の変更内容が分かる書類

2 市長は、前項の規定による変更申請を承認したときは、速やかに呉市地域内消費促進補助金交付決定変更通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(完了の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から30日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 呉市地域内消費促進補助金完了報告書（様式第8号）
- (2) 事業報告書（様式第9号）

ただし、専門家招へい事業における報告書には、「新規顧客の開拓につなげる」又は「来街者を来店者につなげる」集客イベントが備えるべき要件を明記すること。

- (3) 収支決算書（様式第10号）
- (4) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し

(補助金の額の確定及び交付等)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、呉市地域内消費促進補助金額確定通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、呉市地域内消費促進補助金請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付する。

(委任規定)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、商工振興課長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施し、令和8年3月23日までに完了する補助事業に対して適用する。